官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（経済産業五一）　二
〔法規的告示〕
○即席めんの日本農林規格の一部を改正する件（農林水産九九九）　二
○手延べ干しめんについての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一〇〇〇）　二
○人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格の一部を改正する件（同一〇〇一）　三
○人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一〇〇二）　三
〔その他告示〕
○欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の効力発生に関する件（外務二三八）　三
○ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同二三九）　三
○国際空港航空交通管制施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同二四〇）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同二四一）　三
○ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靱性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二四二）　三
○カザフスタン共和国における統合的なダム管理システムを用いた洪水制御計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二四三）　三
○マアン県における給水監視制御システム導入計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四四）　三
○イエメン共和国におけるタイズ県における持続的な教育サービスの提供を通じた不就学児童及び就学児童のための学習効果向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二四五）　三
○パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四六）　三
○マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四七）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一〇〇三～一〇一四）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件（経済産業一〇一）　五
○運輸審議会から答申があった件（国土交通四七六）　六
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件（同四七七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一五四、一五五）　七
○道路に関する件（沖縄総合事務局二一、二二）　七
〔人事異動〕
内閣　八
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
国家試験
第五十七回核燃料取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　八
第六十七回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（同）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二八
会社その他

省　令

○経済産業省令第五十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十二条第九項及び中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第二次試験） **第四十二条**　第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記の方法により行う。 （第二次試験受験の要件） **第四十三条**　第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。 2・3　（略） （受験手続） **第四十四条**　試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣（指定試験機関（法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、指定試験機関。第四十六条において同じ。）に提出しなければならない。 2　（略） （受験手数料） **第四十五条**　法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万七千二百円、第二次試験については一万五千百円とする。 2・3　（略）	（第二次試験） **第四十二条**　第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記及び口述の方法により行う。 （第二次試験受験の要件） **第四十三条**　第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。ただし、第二次試験のうち口述の方法により行うものは、当該第二次試験のうち筆記の方法により行うものにおいて経済産業大臣（指定試験機関（法第十二条第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、指定試験機関。次条及び第四十六条において同じ。）が相当と認める成績を得た者について行うものとする。 2・3　（略） （受験手続） **第四十四条**　試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　（略） （受験手数料） **第四十五条**　法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万四千五百円、第二次試験については一万七千八百円とする。 2・3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第九百九十九号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、即席めんの日本農林規格（平成二十一年農林水産省告示第四百八十四号）（ＪＡＳ　〇四八四）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、手延べ干しめんについての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成十六年農林水産省告示第千四百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格（令和元年農林水産省告示第七百九十八号）（ＪＡＳ　〇〇一二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第三十九条（同令第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理についての取扱業者の認証の技術的基準（令和元年農林水産省告示第八百一号）の一部を次のように改正し、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○外務省告示第二百三十八号

日本国政府は、令和五年五月十八日に欧州復興開発銀行総務会が承認した「欧州復興開発銀行を設立する協定の改正」の受諾書を令和六年七月二日に欧州復興開発銀行に寄託していたところ、同協定第五十六条1及び3の規定に従い、同改正のうち第十二条1の改正については、令和七年六月二十六日に効力を生じ、第一条の改正については、同年七月二十二日に効力を生ずる。

（令和七年三月二十六日付け及び同年四月二十二日付け欧州復興開発銀行通報）

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百三十九号

令和六年八月一日にビシュケクで、ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十五億円
3　贈与の供与期限　令和十三年四月三十日
4　署名者
日　本　側　合田秀樹在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十号

令和六年八月一日にビシュケクで、国際空港航空交通管制施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　国際空港航空交通管制施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十一億五千三百万円
3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　合田秀樹在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十一号

令和六年八月一日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和六年十二月二十三日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億四千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　合田秀樹在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十二号

令和六年九月十一日にアスタナで、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億七千三百万円
3　署名者
日　本　側　山田淳在カザフスタン大使
国際連合開発計画側　カタジナ・ヴァヴィエルニヤ在カザフスタン事務所代表

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十三号

令和七年三月七日にアスタナで、カザフスタン共和国における統合的なダム管理システムを用いた洪水制御計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　統合的なダム管理システムを用いた洪水制御計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億二百万円
3　署名者
日　本　側　飯島泰雅在カザフスタン大使
国際連合開発計画側　カタジナ・ヴァヴィエルニヤ在カザフスタン事務所代表

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十四号

令和七年二月二十三日にアンマンで、マアン県における給水監視制御システム導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マアン県における給水監視制御システム導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億三千四百万円
3　贈与の供与期限　令和十一年一月三十一日
4　署名者
日　本　側　浅利秀樹在ヨルダン大使
ヨルダン側　ゼイナ・トーカーン計画・国際協力大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十五号

令和七年二月二十四日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国におけるタイズ県における持続的な教育サービスの提供を通じた不就学児童及び就学児童のための学習効果向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　タイズ県における持続的な教育サービスの提供を通じた不就学児童及び就学児童のための学習効果向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億四千二百万円
3　署名者
日　本　側　中島洋一在イエメン大使（サウジアラビアにて兼轄）
国際連合児童基金側　ピーター・ホーキンス在イエメン事務所代表

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十六号

令和七年五月十四日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億千万円
3　贈与の供与期限　令和九年五月三十一日
4　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
パキスタン側　カジム・ニアズ経済省次官

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○外務省告示第二百四十七号

令和七年五月二十八日にアンタナナリボで、マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億三千百万円
3　贈与の供与期限　令和九年六月三十日
4　署名者
日　本　側　山田重周在マダガスカル臨時代理大使
マダガスカル側　ラスルアリス・マリー・マルセリヌ技術・職業教育大臣

令和七年六月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

○農林水産省告示第千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県江津市浅利町六五五、六五六の一、六五六の二、一七四一の三、一七四二の三、一七四二の八、一七四三の三、一七四八の一、一七五三の一、一七五四、一七五八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町冨田ロ一二一、ロ四八八からロ四九一まで、ロ四九〇の一、ロ四九二の一、ロ四九二の二、ロ四九三の一、ロ四九三の二、ロ四九四、ロ四九四の一、ロ五〇一の一、ロ五〇二からロ五〇四まで、八二七三の二、八六三二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町大内山字定本四三八五の一〇八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字有村二一七七の二、二一九二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町大谷字野谷一六〇一の二、一六〇八、一六一〇の一、一六一三の二、字観音迫段一六二八の二、一六三〇の二、一六三七の一、一六四〇、一六四三の一、字屋敷ヶ迫一六七八の一、一六八〇の二、一六八一の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町高野子六〇九、六一一の一、六一二の一、六一三の一、六一四から六一七まで、六二八から六三二まで、六三四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町高野子六〇九・六一一の一・六一四・六一六・六三〇から六三二まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町東山字下ノ浦七九八、七九九、三二四九、三二五一、三二五二の一、三二五三の一、三二五四の一、三二五五の一、字十二ノ平甲一二四六の一、字十二ノ平三二九六の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市山崎一四二から一五六まで、一四五の子、一五五の子、一七〇、一七一、一七三、一七五、一七六、一七九から一八二まで、一八四、二五九の子、二七三の辰
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市明星寺字河内八四七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字河内八四七の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山口二一六七の二、二一七七の一、二一八四の二、二一八四の三、二一八八の二、二一九〇の一、二一九〇の二、二一九三、二二〇一の一、二二〇一の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字山口二一八四の二・二一八四の三・二一九〇の一・二一九〇の二・二一九三・二二〇一の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二一八八の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県横手市雄物川町大沢字坂ノ下四九の一、五二の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂ノ下四九の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙二〇一七の一、二〇一七の五、二〇一七の八、二〇一八の六、富田ロ七八の一、ロ八三、ロ八三の一、ロ一二二、ロ一二七、ロ一二九、ロ一三〇の一、ロ二三五、ロ二三七、ロ四〇四の一、ロ四〇四の二、ロ四七九の一、ロ四九八、ロ四九九の一、ロ五七五の九、ロ五七八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

令和七年六月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	住所
一	みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番三号
二	株式会社福島銀行	福島県福島市万世町二番五号
三	株式会社大東銀行	福島県郡山市中町十九番一号
四	株式会社長野銀行	長野県松本市渚二丁目九番三十八号
五	米沢信用金庫	山形県米沢市大町五丁目四番二十七号
六	盛岡信用金庫	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目四番六号
七	水沢信用金庫	岩手県奥州市水沢字日高西七十一番地一
八	高岡信用金庫	富山県高岡市守山町六十八番地
九	にいかわ信用金庫	富山県魚津市双葉町六番五号
十	東濃信用金庫	岐阜県多治見市本町二丁目五番地の一
十一	備前日生信用金庫	岡山県備前市伊部千六百六十番地の七

十二	宇和島信用金庫	愛媛県宇和島市本町追手二丁目八番二十一号
十三	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川二百七番一
十四	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町六十九番地
十五	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目六番八号
十六	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目十二番二号
十七	中央信用組合	大阪府大阪市福島区野田一丁目一番八十六号大阪市中央卸売市場本場内
十八	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲二千百三十七番地一

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、令和七年七月一日から同年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第四百七十六号

西武鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更の認可申請事案（事案番号令七第四〇〇一号）については、令和七年六月十日付け国運審第七号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

令和七年六月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

○国土交通省告示第四百七十七号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により公示する。

令和七年六月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一	登録年月日　令和七年六月六日
二	登録番号　（一）第三十一号
三	登録実務講習実施機関の氏名又は名称　オンライン宅建学校
四	住所　福岡県福岡市南区長丘一丁目十番二十号
五	登録実務講習事務を行う事務所の名称　オンライン宅建学校
六	登録実務講習事務を行う事務所の所在地　福岡県福岡市南区長丘一丁目十番二十号
七	登録実務講習事務の開始年月日　令和七年十二月二日

○防衛省告示第百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月三十日（予備、同年七月一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○沖縄総合事務局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十五日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

その関係図面は、令和七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那覇市港町一丁目二番八から同市若狭一丁目二六番五地先まで	前	一九・七〇～二一九・四〇メートル	〇・二〇五キロメートル
	後	二六・七五～二一九・四〇メートル	〇・二〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十五日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊見城市字与根西原五〇番七一から同市字与根西原五〇番五〇まで	前	四八・九一～五〇・二六メートル	〇・一二九キロメートル
	後	四八・九一～一二二・〇八メートル	〇・一二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○防衛省告示第百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年六月三十日（予備、同年七月一日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

自衛艦十隻

実施艦

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣

（農林水産省輸出・国際局付）
農林水産事務官　常葉　光郎

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（金融庁総合政策局総務課長）
内閣府事務官　田部　真史

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（金融庁総合政策局総合政策課長）内閣府事務官　池田　賢志

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上六月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）
従四位に叙する　光延　信二

従五位に叙する
井上　靖士　上野　欣也
内藤　佑介　山川　義文
米脇　峻

正六位に叙する（各通）
井上　保次　金本喜久子
齊藤　弘之　谷口ミネコ
中村　秀樹　幹　眞定
森川　惠一　山田　富雄

従六位に叙する（各通）
小尾　和善　工藤　軍治
鈴木　喜儀　中嶋　幾久
濱本　肇

正七位に叙する（各通）
野中　學
古川　顯
佐藤喜代志
西尾　昌一

従七位に叙する（以上五月十五日）
（京都大学名誉教授）
白石　秀俊

正五位に叙する
浅羽　義里

従五位に叙する（各通）
中村　敏之
（呉市議会議員）
山藤　通之
堂垣　謙次

正六位に叙する（各通）
飯塚　政吉
加藤　信吉
（青森県深浦町議会副議長）
當山　善堂

従六位に叙する（各通）
大橋　清
亀井　敏雄
七戸　均
吉岡　恭子

正七位に叙する
上野　堅志
菅原　壽

従七位に叙する（以上五月十六日）
（京都大学名誉教授）
佐和　隆光

正四位に叙する（各通）
（熊本大学名誉教授）
西田　篤弘

従四位に叙する
藤原　和人

正五位に叙する
島貫　保

従五位に叙する（各通）
平林伊三郎
岩崎　道明
佐々木秀綱

正六位に叙する（各通）
太田　公
北條　惠俊
飯村　貞利　高谷　松英
長島　隆夫　鳴海　義男

従六位に叙する（各通）
霍田　晴登
村松　一男
原　弘明

従七位に叙する（以上五月十七日）
（大阪大学名誉教授）
明石　満

正四位に叙する（山口大学名誉教授）
山本　和之

正五位に叙する
齋藤　憲一

従五位に叙する（各通）
大塚　茂樹　小原　敏
坂本　勝男　藤本　哲朗

従五位に叙する（各通）
関口　武
平山登志夫

正六位に叙する（各通）
受川　昭夫　宇根　良治
小野瀬義男　金城　靖昇
古幡　猛　坂元　千秋
高野　智臣　瀧野　嘉昭
鶴岡　勝郎　鶴見　龍彦
藤野　正晴　山元　睦男

従六位に叙する（各通）
中谷　弘平
松澤　孝郎

正七位に叙する（以上五月十八日）
（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）
太田　三郎
幸松　重則
清水　洋
竹林　貢
中野　隆
大久保重男
加藤　忠二
清水　光男
吉沢　義一

従六位に叙する（五月十九日）
大橋　清
亀井　敏雄
七戸　均
吉岡　恭子

従五位に叙する
上野　堅志
菅原　壽

正六位に叙する（以上五月二十日）
佐和　隆光
西田　篤弘

従七位に叙する（以上五月二十一日）
藤原　和人

正七位に叙する（五月二十二日）
島貫　保

正七位に叙する（五月二十四日）

○叙勲

（呉市議会議員）
加藤　忠二
（青森県深浦町議会副議長）
七戸　均

旭日双光章を授ける（各通）
米澤　修司

旭日単光章を授ける（以上五月十六日）
鳴海　義男

旭日双光章を授ける
木村　吉雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月十七日）
中谷　弘平

旭日双光章を授ける（各通）
尾西　吉市

旭日単光章を授ける（以上五月十八日）
（高エネルギー加速器研究機構名誉教授）
光延　信二

瑞宝小綬章を授ける
工藤　軍治
山田　富雄

瑞宝双光章を授ける
野中　學

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十五日）
白石　秀俊
古川　顯

瑞宝中綬章を授ける
（京都大学名誉教授）
浅羽　義里

瑞宝中綬章を授ける（各通）
飯塚　政吉
當山　善堂
吉沢　義一

瑞宝双光章を授ける（各通）
菅原　壽

瑞宝単光章を授ける（以上五月十六日）
（熊本大学名誉教授）
藤原　和人

瑞宝中綬章を授ける
岩崎　道明
島貫　保

瑞宝双光章を授ける（各通）
太田　公
北條　惠俊

瑞宝単光章を授ける（各通）
高木　勇壽
高橋　隆徳
首藤　政之
村松　一男
高橋　廣喜
日高　基之

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十七日）
（大阪大学名誉教授）
明石　満

瑞宝中綬章を授ける
大橋　清

瑞宝小綬章を授ける
坂本　勝男

瑞宝双光章を授ける（各通）
金城　靖昇
太田　三郎
小原　敏
瀧野　嘉昭
関口　武
藤本　哲朗
結城　君夫

瑞宝単光章を授ける（各通）
松原　修
甲斐　弘文

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月十八日）
松本　正一

瑞宝単光章を授ける（五月二十一日）
松浦　広幸

瑞宝単光章を授ける（五月二十二日）
高橋　栄一
櫻井　茂雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（五月二十四日）
佐竹　喬
結城　君夫
松原　修
栗原　英次
菅原　授
草野　一夫
大橋　惠
松本　正一
松浦　広幸
櫻井　茂雄

官庁報告

国家試験

第57回核燃料取扱主任者試験合格者

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号）第2条の規定に基づき、第57回核燃料取扱主任者試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

令和7年6月25日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

受験番号	氏名	受験番号	氏名
3	石井　葉子	4	岡本　成利
12	齊藤　肇	17	平山　将義
26	伊藤　耕史	28	内海　太禄
29	大髙　光	36	濵谷　航平

37	常少　亮太	38	菅谷　直人
43	多田　裕太	44	丹保　雅喜
47	土持　亮太	48	冨樫　昂太
51	永利　修平	55	花岡　剛史
63	山本　健土	66	石本紘一朗
68	植田　啓司	69	越前　貴之
70	河瀬健太郎	74	松浦　優也
75	森　　裕樹	76	若山　雄太
77	渡辺　真次	78	渡邉　隆也

第67回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第67回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

令和７年６月25日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
6	石井　照央	21	門柳　悠太
22	河端　恒介	29	齊藤　　肇
33	柴田　将弥	35	常少　亮太
36	杉岡　雄仁	45	竹内　陽香
49	中﨑　友哉	61	長谷川和也
66	原　健太郎	67	板東　謙一
69	平原　大輔	70	福田　一仁
77	松本　英朗	84	山﨑　浩一
94	阿部　侑馬	95	石本紘一朗
96	井上　貴公	97	植田　啓司
98	越前　貴之	99	河瀬健太郎
100	隈元　大輝	102	庄司　大将
103	菅原　直也	104	髙橋　恵介
105	松浦　優也	106	森　　裕樹
107	若山　雄太	108	渡辺　真次
109	渡邉　隆也		

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月25日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和７年５月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東日本エンジニアリング株式会社　荒木　友宏　山形県山形市流通センター２―10―５　国土交通大臣許可（般―04）第20060号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年５月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００３号
山形県寒河江市中央工業団地156番地の８
清算株式会社　東北重研工業株式会社
代表清算人　伊藤　政一
１　決定年月日　令和７年６月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第６号
愛知県安城市篠目町３丁目23番地４
清算株式会社　株式会社サンローレン
代表清算人　神谷　久夫
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（ヒ）第１７号
京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623
清算株式会社　株式会社たんばら園
代表清算人　南川　昌孝
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第２号
兵庫県宝塚市小林５丁目５―47
清算株式会社　コンフィット株式会社
代表清算人　尾添　純一
１　決定年月日　令和７年６月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第６号
長野県佐久市北川525番地52
清算株式会社　株式会社アイデーイー
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所佐久支部

令和５年（ヒ）第１０１３号
名古屋市緑区大高町字杁前39番地
清算株式会社　光貴組運輸株式会社
１　決定年月日　令和７年６月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（ヒ）第７号
滋賀県草津市野路８丁目５番29号
清算株式会社　株式会社草津バイクギャラリー
１　決定年月日　令和７年６月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

包括的禁止命令

監督命令取消

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十八日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年五月二十五日、乙の社員総会の承認決議は令和七年六月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://looport.co.jp/about/

令和七年六月二十五日

北海道虻田郡ニセコ町字有島一八番地三四

（甲）株式会社ＬＯＯＰＯＲＴ

代表取締役　青木　真郎

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二階

（乙）合同会社Ｇｏｏｄｅｓｔ

代表社員　永嶋　章弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の承認決議は、甲は令和七年六月十一日に、乙は令和七年六月三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月十七日

掲載頁　六十三頁（号外第九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月十六日

掲載頁　八十八頁（号外第二九〇号）

令和七年六月二十五日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目一二番一二号

（甲）株式会社創童舎

代表取締役　野原　昌之

宮城県仙台市青葉区本町一丁目一二番一二号

（乙）株式会社コムメディア

代表取締役　遠藤　浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年六月三十日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

（甲）ＨａｎａＦｕｓａ合同会社

代表社員　堀内　聖子

東京都豊島区西巣鴨四丁目六番一号庚申ビル三階

（乙）けんこうライフラボ合同会社

代表社員　ＨａｎａＦｕｓａ合同会社

職務執行者　堀内　聖子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　五十四頁（号外第六十七号）

令和七年六月二十五日

東京都千代田区四番町五番地六

（甲）株式会社ＮＶＣ

代表取締役　久野　幹雄

東京都千代田区四番町五番地六

（乙）３ＭＩＭ株式会社

代表取締役　久野　智嗣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　八十六頁（号外第一三二号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　七十一頁（号外第一三二号）

令和七年六月二十五日

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

（甲）共同製本株式会社

代表取締役　小澤　尚郎

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

（乙）株式会社美松堂

代表取締役　小澤　尚郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七一頁（号外第一三三号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日

愛知県一宮市浅野字大曲り三〇番地三

（甲）株式会社ファルマリンク

代表取締役　根本　聡

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（乙）株式会社クローバー

代表取締役　松枝　秀和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　九十四頁（号外第一三五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　九十四頁（号外第一三五号）

令和七年六月二十五日
兵庫県西宮市清瀬台三番八号
（甲）株式会社リセルフ
代表取締役　福岡　大樹
兵庫県西宮市田代町九―一七
（乙）株式会社だんだんデイサービス
代表取締役　阪上　剛

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産等に関する事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十三日
掲載頁　九十七頁（号外第一三一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十三日
掲載頁　一〇一頁（号外第一三一号）

令和七年六月二十五日
千葉県松戸市松戸新田二五六番地一一
（甲）東葛レガシイ株式会社
代表取締役　小島　昌夫
東京都台東区北上野二丁目三二番二号
（乙）株式会社小島半田製造所
代表取締役　小島　昌夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の物品賃貸事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月十二日
掲載頁　二頁

令和七年六月二十五日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
（甲）ディライトワークスホールディングス株式会社
代表取締役　庄司　顕仁
東京都港区六本木六丁目一〇番一号
（乙）ディライトワークス株式会社
代表取締役　庄司　顕仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の認知症高齢者グループホーム等複合施設「相生の里」の運営事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://corporate.sompocare.com/
（乙）http://www.aioinosato.jp

令和七年六月二十五日
東京都品川区東品川四丁目一二番八号
（甲）ＳＯＭＰＯケア株式会社
代表取締役　鷲見　隆充
東京都中央区佃三丁目一番一五号
（乙）中央区佃高齢者介護福祉サービス株式会社
代表取締役　安岡　信義

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社エターナルホスピタリティグループ（乙、住所大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号）の日本国内における飲食に係る事業に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月六日
掲載頁　六十三頁（号外第二六〇号）

令和七年六月二十五日
大阪市中央区淡路町四丁目二番一三号
株式会社エターナルホスピタリティジャパン
代表取締役　青木　繁則

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社鳥貴族（乙、住所大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号）の日本国内における飲食事業のうち静岡県以西の店舗運営に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は、本吸収分割と同時に商号を株式会社鳥貴族西日本に変更し、本店を大阪市中央区淡路町四丁目二番一三号に移転します。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月六日
掲載頁　五十七頁（号外第二六〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十一月六日
掲載頁　六十三頁（号外第二六〇号）

令和七年六月二十五日
大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号
株式会社ＴＯＲＩＫＩ　ＢＵＲＧＥＲ
代表取締役　髙田　哲也

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社サンライズホールディングス（乙、住所広島市南区猿猴橋町四番五号）が運営する左記の遊技場（以下「対象店舗」という。）における遊技場運営事業（対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業（太陽光発電事業）を含む。）に関する権利義務を承継することにいたしました。

遊技場名：マリーナサンライズ
所在地：広島県安芸郡海田町明神町一番三一号

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和六年六月六日
掲載頁　一三八頁（号外第一二五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二日
掲載頁　一二七頁（号外第一〇〇号）

令和七年六月二十五日
広島市安佐南区相田一丁目一番三三号
株式会社プローバ
代表取締役　平本　直樹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社プローバ（乙、広島市安佐南区相田一丁目一番三三号）に対して、当社が運営する左記の遊技場（以下「対象店舗」という。）における遊技場運営事業（対象店舗における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業（太陽光発電事業）を含む。）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

遊技場名：マリーナサンライズ
所在地：広島県安芸郡海田町明神町一番三一号

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　一三八頁（号外第一二五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二日
掲載頁　一二七頁（号外第一〇〇号）

令和七年六月二十五日
広島市南区猿猴橋町四番五号
株式会社サンライズホールディングス
代表取締役　山本　雅之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するディライトワークス・キャピタル株式会社（住所　東京都港区六本木六丁目一〇番一号）に対して当社の投資事業に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月十二日

掲載頁　二頁

令和七年六月二十五日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

ディライトワークス株式会社

代表取締役　庄司　顕仁

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Auto Tech（住所東京都港区西新橋三丁目七番一号）に対して当社の車載関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十五日

東京都港区西新橋三丁目七番一号

株式会社ジャパンディスプレイ

代表執行役社長ＣＥＯ　明間　純

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社トライロとし、効力発生日は令和七年七月三十一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

札幌市手稲区星置南一丁目一番三号

合同会社トライロ

代表社員　中村　天飛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都港区南青山四―一八―二一―四〇一

合同会社サイトウ

代表社員　齋藤　優太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九

Ｓｏｌａｒｉｓ　Ｗｏｒｋｓ合同会社

代表社員　松井　理泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都世田谷区桜新町二丁目一五番七―四〇九号

合同会社Ｍｏｏｎ

代表社員　大澤　明恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社伊藤秀鉄工所とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

三重県員弁郡東員町大字山田二八一五番地

合資会社伊藤秀鉄工所

代表社員　伊藤　英俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

滋賀県大津市桐生一丁目一一番一七号

Ａｌｉｃｅｔｒａｄｉｎｇ合同会社

代表社員　森本　丈士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

エンゼルトランプホールディング合同会社

代表社員　ＳＦホールディング株式会社　職務執行者　湯森　猛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

大阪府吹田市豊津町二一―三九―三〇二号

合同会社ラーメン総合研究所

代表社員　株式会社ｉｎｄｉｇｏ

職務執行者　末松　佑基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十七日であり組織変更後の商号は株式会社心音とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

大阪府南河内郡河南町大宝四丁目七番三号

合同会社心音

代表社員　九折啓史郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十五日

沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目七番二五号

ファムプロパティー合同会社

代表社員　渡久川　剛

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を二億一千万一円減少し九千万円とすることにいたしました。

ただし、当該募集株式の発行により当社の資本金の額が三億一円を上回る場合は、当該上回る資本金の額についても同額分減少することにより、最終的な資本金の額を九千万円といたします。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年七月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階

株式会社ＡＰ８３

代表取締役　印東　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億一千三百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.gve.co.jp

令和七年六月二十五日

東京都中央区日本橋兜町一三番一号

ＧＶＥ株式会社

代表取締役　房　広治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十五日

横浜市鶴見区鶴見一丁目六番一一号―二〇一

有限会社松田商事

代表取締役　松田　淳子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六万三千三百四十四円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十九日

掲載頁　八十三頁（号外第一一八号）

令和七年六月二十五日

大阪市中央区南船場四丁目一二番八号関西心斎橋ビル八階

ＴＹＰＩＣＡ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　後藤　将

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億九千六百二十三万六千八百二十七円、資本準備金の額を十四億九千六百二十三万六千七百三十五円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二十五日

東京都中央区京橋三丁目一番一号東京スクエアガーデンＷｅＷｏｒｋ内一四階

ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ株式会社

代表取締役ＣＥＯ　丸岡　智也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万七千六百三十二円、資本準備金の額を一億七千五百万七千六百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　七十五頁（号外第一二九号）

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区代々木一丁目一番二号

ライフエレメンツ株式会社

代表取締役　木村　真也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千万円（ただし、令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの日を払込期日又は払込期間とする募集株式の発行があった場合、当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した金額）、資本準備金の額を二億三千万円（ただし、令和七年六月一日から令和七年七月三十一日までの日を払込期日又は払込期間とする募集株式の発行があった場合、当該募集株式の発行により増加する資本準備金の額を加算した金額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十九日

掲載頁　八十頁（号外第一一八号）

令和七年六月二十五日

東京都港区芝浦三丁目一四番六号

株式会社ピー・エス・インターナショナル

代表取締役　濱口　直太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百八十二万五千円、資本準備金の額を三億九千九百八十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月三十一日

掲載頁　五十八頁（号外第二十号）

令和七年六月二十五日

東京都八王子市千人町三丁目三番二〇号

ＭＩＲＡＩ－ＬＡＢＯ株式会社

代表取締役社長　平塚　利男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百二万五千円、資本準備金の額を二億六千九百九十七万五千円減少し、それぞれ二千万円、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ５０Ａ株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百二万五千円、資本準備金の額を二千四百七十二万五千円減少し、それぞれ二千一百万円、五百二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ５０Ａ株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二万五千円、資本準備金の額を一千七百四十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ５０Ｂ株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億七千二百三十八万三千円、資本準備金の額を十二億七千二百三十八万三千円減少し、それぞれ五億千三百五十一万七千円、五億千二百五十一万七千円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十九日

掲載頁　六十七頁（号外第一〇九号）

令和七年六月二十五日

静岡県御前崎市港六一七八－一

株式会社プラニック

代表取締役　山下　晴道

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百四十五万三千三百四十円、資本準備金の額を一億三百四十四万三千三百四十円減少し、それぞれ一千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年五月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　四十五頁（号外第一三〇号）

令和七年六月二十五日

大阪市北区曾根崎新地二丁目六番四号

株式会社ＳＡＫＩＹＯＭＩ

代表取締役　吉田　睦史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二十五日

京都市伏見区下鳥羽南三町一二番地

株式会社由田

代表取締役　杉浦　美加

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十五日

名古屋市港区明正一丁目一五五番

株式会社三研

代表取締役　梶　祐輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十五日

名古屋市中区丸の内三丁目十一番九号

中北薬品株式会社

代表取締役社長　中北　馨介

合併につき株券等提出公告

当社は、吉田食品工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社ＧＪ３

代表取締役　大橋　秀平

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ファルマリンクと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社クローバー

代表取締役　松枝　秀和

合併につき株券等提出公告

当社は、吉田食品工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十五日

香川県高松市香南町岡五八番地

株式会社ニュー・ポパイ

代表取締役　林　和彦

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は、吸収分割して（以下「本吸収分割一」といいます。）甲は乙の百貨店事業に係る運営管理及び一般管理機能に関して有する吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

また、左記会社のうち乙及び丙は、本吸収分割一の効力発生を停止条件として合併し（以下「本合併」といいます。）、丙は本合併の効力発生時点において乙が保有する権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

さらに、左記会社のうち丙及び丁は、本合併の効力発生を停止条件として吸収分割し（以下「本吸収分割二」といいます。）、丁は本吸収分割二の効力発生時点において丙が保有する吸収分割契約書記載の法人の株式全てに係る一切の権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしました。

本吸収分割一、本合併又は本吸収分割二に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.tokyu-dept.co.jp/corporate

（丙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（丁）確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区宇田川町三七番五号

（甲）ＴＫ百貨店準備株式会社

代表取締役　大石　次則

東京都渋谷区道玄坂二丁目二四番一号

（乙）株式会社東急百貨店

代表取締役　大石　次則

東京都渋谷区南平台町五番六号

（丙）東急株式会社

代表取締役　堀江　正博

東京都渋谷区南平台町五番六号

（丁）東急リテールマネジメント株式会社

代表取締役　堀田　正道

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千三百二十七万三千九百九十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ14特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億九千百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年六月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ15特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十三日付官報号外第九十一号の八十七頁に掲載されています。

令和七年六月二十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

名古屋インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00046

令和七年六月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ナイン特定目的会社

取締役　鈴木　真希

確定給付企業年金の清算公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年五月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年六月二十五日

東京都江東区木場一丁目五番一号

第一電子工業株式会社　確定給付企業年金

清算人　小堀　資生

訂正公告

平成二十三年三月一日（号外第四十号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、一、死亡者の本籍及び氏名欄の②（所有者）「十国秀孝」とあるは「小国秀孝」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十五日

（旧事務所）宮城県黒川郡富谷町成田八丁目一番地一

（新事務所）宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七―一電力ビル五階　鹿島建設株式会社東北支店開発部内

富谷市成田二期北土地区画整理組合

設立準備委員会（旧商号富谷町成田第二土地区画整理組合設立準備委員会）

会長　五十嵐　匠

訂正公告

令和七年六月十七日（号外第一三三号）掲載の決算公告（枠組）中、「第４７期決算公告」とあるは「第４８期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二十五日

千葉県成田市駒井野二一一二番地

日本空港無線サービス株式会社

代表取締役社長　増澤　俊也

取消公告

令和七年五月十六日（号外第一〇八号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

令和七年六月二十五日

東京都江東区塩浜二丁目一四番二号

ＡＲＳ株式会社

代表取締役　新井　英希

正　誤

令和七年六月二十四日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

内閣総理大臣　石破　茂